## 議案第64号

あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年8月25日

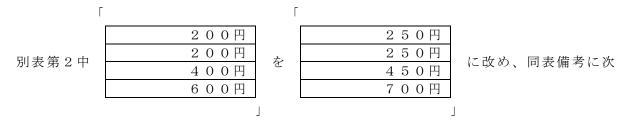
提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

## 提案理由

使用料の額を改める必要がある。

あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例

あきる野市図書館設置条例(平成7年あきる野市条例第53号)の一部を次のように改正する。



のただし書を加える。

ただし、当該使用時間を超過して使用する場合の使用料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のあきる野市図書館設置条例の規定により許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。